1 私たちの民主主義

KEYWORD：
普通選挙100年、投票率、１票の格差、マイナカード

練習問題 96ページへ

民意を代表者に託す「選挙」

ある集団で物事を決めることを、広い意味で**政治**といいます。その方法はいくつかあります。多くの場合は、集団に属する人々（構成員）が話し合いなどで物事を決める、という方法がとられています。こうした制度や考え方を**民主主義**といいます。

例えば、学校の文化祭でクラスの出し物を決める時、学級会で議論することも民主主義の一例です。構成員全員が物事を決める手続きに関わる方法を**直接民主主義**といいます。

国のように集団の規模が大きくなる場合は、構成員が自分たちの意見を代弁してくれる代表者を選んで、その代表者が政治を担う方法もあります。これを**間接民主主義**といいます。特に、代表者たちが議会で話し合って物事を決めるやり方を**議会制民主主義**と呼び、日本をはじめ多くの国々で採用されています。代表者を選ぶことを**選挙**といい、民主主義を支える重要な仕組みです。

ものの考え方は人によってさまざま。できるだけ多くの国民が納得する政治が行われるには、国民の多様な意見が議会に反映される必要があるよね。そのために選挙制度の見直しが重ねられてきたんだ。ただ、選挙を巡っては今もさまざまな課題があるよ。

POINT

普通選挙と「18 歳選挙権」

一定の年齢に達した全国民が**選挙権**（選挙で投票する権利）を持つことを、**普通選挙**といいます。日本で普通選挙の制度ができてから、2025年で100年を迎えます。しかし当時、選挙権を与えられたのは、25歳以上の男性のみでした。男女普通選挙が実現したのは、第二次世界大戦後の1945年のことです。同時に選挙権は「20歳以上」になりました。2016年には「18歳以上」に引き下げられ、2022年に**成人年齢**が18歳になる先がけとなりました。

▲投票しやすいよう期日前投票（☞136ページ）の投票所が設けられた高校で、投票用紙に候補者の名前を書く生徒＝三重県で2022年

Yes? No?

「被選挙権」引き下げに賛成？ 反対？

選挙権年齢が「18歳以上」なのに対して、被選挙権（立候補する権利）年齢はそれよりも高いです。例えば衆議院議員と地方議会の議員は「25歳以上」、参議院議員と都道府県知事は「30歳以上」です。これについて「被選挙権年齢を引き下げるべきだ」という意見があります。あなたはどう考えますか。

■賛成だ
- 2024年の衆議院議員選挙で、20代の当選者は３人だけ。若い世代を代表する人が少なすぎる。
- 激しく急速に変わる社会に対応するには、より柔軟に行動できる若い政治家が必要だ。

■反対だ
- 人生経験の少ない若者には、有権者の多様な意見をくみ取って政治をするのは難しい。
- 10 ～ 20代は投票率が低く、そもそも政治に関心がないことをまず問題にすべきだ。

伸び悩む投票率

内閣総理大臣（首相）を約３年間務めた岸田文雄氏に代わり、石破茂氏が2024年10月、首相に就任しました。石破氏は第二次世界大戦後で最も早い就任８日後に衆議院を解散し、10月中に衆院選が行われました。

投票率は戦後３番目に低い53.85％でした。有権者の約半数が自らの意思を示す機会を放棄した形です。衆院選は５回連続で50％台と伸び悩み、特に選挙権年齢の引き下げ後も10 ～ 20代の若者の投票率が全体を下回ってきました。少子高齢化（☞42ページ）で若者は高齢者より人数が少なく、そのうえ投票率も低いと、政治に若者の意見は届きにくくなってしまいます。

低い投票率の背景には政治への無関心があると言われます。しかし、例えば2009年の衆院選では投票率が69.28％と高く、政権交代が起きました。選挙には、時に有権者が強い関心を示すことで、政治に変化を生む力があります。

参議院議員選挙の投票率はより低い傾向が続いていますが、2025年夏の参院選はどのような結果になるでしょうか。

▼衆議院・参議院議員選挙の投票率の推移

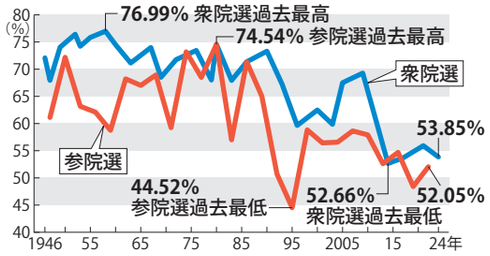

PLUS

これあり!? 選挙ポスターに異変

2024年７月の東京都知事選挙で、選挙ポスターの掲示板に候補者と無関係な動物の写真や広告などが並ぶ「異変」がありました。ある政治団体が、寄付した人にポスターを張る権利を譲り渡したためです。選挙運動のルールを定めた法律（公職選挙法）で、ポスターの大きさは決まっていますが、内容は規制されていません。「立候補する人はそんなことはしない」という「性善説」に基づいているからです。法改正が検討されていますが、ルールの「抜け穴」を突く行為との「いたちごっこ」が続いています。

▶東京都知事選挙の掲示板に張られた犬のポスター＝2024年７月

3級 Check

少ない日本の女性議員

2024年の衆院選では過去最多の73人の女性が当選し、衆議院議員に占める女性の割合は15.7％に伸びました。参議院では61人で、25.4％です（2024年12月時点）。ただ、世界的にみて日本は女性議員が少なく、特に衆議院は184カ国中141位（同）です。

女性議員を増やすにはまず、選挙に立候補する女性を増やす必要があります。そこで2018年、**政治分野における男女共同参画推進法**が施行されました。政党などに対して、国や地方での選挙の候補者数をできる限り男女均等にする努力を求める法律です。2024年の衆院選では、当選者だけでなく、候補者でも女性が過去最多の314人で、全候補者（1344人）の23.4％になりました。しかし、「2025年までに35％にする」という政府の目標には遠く、政党の自主的な努力に任せるのでは限界がある、という指摘もあります。

▼国政選挙の当選者に占める女性の割合の推移

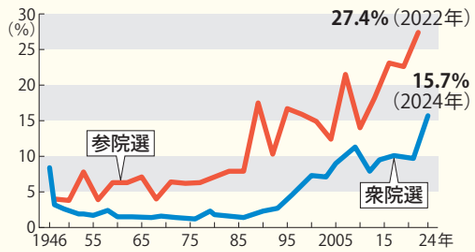

日本の政治や選挙の仕組み

▶国会、内閣、裁判所の関係

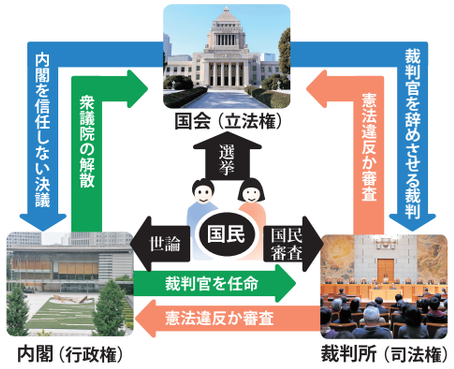

◆三つの機関が互いにチェック

日本の政治は、国の機能のうち**立法**を**国会**、**行政**を**内閣**、**司法**を**裁判所**が担い、チェックし合う仕組みです。これを**三権分立**といい、日本国憲法で定められています。一つの機関が強い力を持つと、国民の権利をおびやかす恐れがあるため、三つの機関に分け、監視させ合う狙いがあります。

「**唯一の立法機関**」である国会は、**衆議院**と**参議院**から成る**２院制**です。議員は「**全国民の代表**」として国民の選挙で選ばれます。内閣のトップである**内閣総理大臣（首相）**は、国会議員の中から国会の議決で指名され、天皇が任命します。国会と内閣が深い関係にあるこうした制度を**議院内閣制**といいます。

◆衆議院と参議院の特徴は？

衆議院は、参議院と比べた場合、選挙を通じて民意をよりきめ細かく反映できるといわれます。議員の任期は衆議院（４年）のほうが参議院（６年）より短く、衆議院議員を全員辞めさせる「**解散**」という制度もあるためです。

こうした考え方は「**衆議院の優越**」として、いくつかの制度に反映されています。代表的なのは、首相の指名方法です。衆参それぞれの議院の首相指名選挙で、異なる人が指名された時は、最終的に衆議院の指名が優先されます。

一方、参議院には、政党の利害にとらわれず長期的な視野で衆議院の審議をチェックする「良識の府」としての役割が期待されます。

◆政党の役割は？

議会や選挙で大きな役割を果たすのが**政党**です。国民の意見を政治に反映させるため、共通の考えを持つ人たちが、政権獲得を目指して団結した政治集団のことです。選挙で多くの国民の支持を得た政党が議会の多数派となり、政権を担当します（**政党政治**）。多数派で政権を担う政党を**与党**、それ以外を**野党**といいます。複数の政党が政策を取り決めて組織する政権もあり、これを**連立政権**といいます。

▼国会議員を選ぶ選挙の仕組み

衆議院（定数 465 ／任期 4 年／解散あり）			参議院（定数 248 ／任期 6 年／ 3 年ごとに半数を改選）	
小選挙区	比例代表		選挙区	比例代表
289 の選挙区ごと（選挙区ごとに 1 人選ぶ）	11 のブロックごと（ブロックによって 6～28 人を選ぶ）	選挙の範囲	45 の選挙区ごと（選挙区によって 1～6 人を選ぶ）	全国共通（全国で 50 人を選ぶ）
候補者 1 人の名前を書く	政党名を一つ書く	投票の仕方	候補者 1 人の名前を書く	政党名と候補者名のどちらか一つを書く
得票が 1 位の人*	①得票数に応じて、各政党に議席を割り振る ②各政党の候補者名簿で、順位の高い人から当選する	当選者の決め方	得票が多い順	
289 人が当選	176 人が当選		74 人が当選	50 人が当選

比例代表選挙（参議院）の仕組み
①得票数（政党名の得票と、その政党に所属する候補者名の得票の合計）に応じて、各政党に議席を割り振る
②各政党の中で、候補者名の得票が多い人から順に当選する。ただし、特定枠（設定するかどうかは各政党が決められる）の候補者は、他の候補者に優先する

＊衆議院の場合、政党に所属する小選挙区候補者は同時に、比例代表にも立候補できる。小選挙区で落選しても、一定の条件を満たせば比例代表で当選できる場合がある（「復活当選」とも呼ばれる）

どう縮める １票の格差

選挙を巡る課題には「**１票の格差**」もあります。格差が「憲法に違反するかどうか」を判断する最高裁判所（最高裁）は、これまで複数回の国政選挙について「違憲状態」との判断を下してきました。これを受けて、国会は格差を縮めようと、選挙区ごとの定数やその配分の見直しを何度も行ってきました。

例えば参議院議員選挙では、鳥取県と島根県、徳島県と高知県の選挙区をそれぞれ統合した「**合区**」（☞137ページ）を導入（2015年）したほか、各選挙区の定数を見直してきました。

衆議院議員選挙では、都道府県別の小選挙区の定数を「**10増10減**」としました。議員１人当たりの人口の多い地域（東京都など都市部の５都県）の定数を10増やし、少ない地域（地方の10県）の定数を10減らしたのです。「10増10減」後初めての衆院選が実施されたのが、2024年10月のことでした。

国会がこの見直しを決めた2022年には、衆院選では１票の格差が前回（2021年の2.08倍）より小さい1.999倍になると見込んでいました。しかし、この間に都市部への人口集中と地方の過疎化（☞22ページ）が進み、実際には2.06倍になりました。前回に続き２倍を超えたため、全国各地で「選挙のやり直し」を求める裁判が起こされました。今後、再び定数を見直すなどの対策は避けられず、国会の対応が注目されます。

１票の格差

有権者が投じる１票の価値が選挙区の間で異なる場合、その状態を「１票の格差がある」と言います。

ある選挙で、**右の表**のように議員を選ぶとします。議員１人当たりの有権者数（＝有権者数÷定数）は、Ａ選挙区は３万人、Ｂ選挙区は６万人です。議員１人当たりの有権者数が多いと、その分だけ一人一人の有権者の意見が議員に届きにくくなると言えるので、１票の価値は小さくなります。３万人で１人を選ぶＡ選挙区と、６万人で１人を選ぶＢ選挙区の間には、１票の価値に２倍の格差があると言えます。

	Ａ選挙区	Ｂ選挙区
有権者数	6万人	18万人
定数	2	3
議員１人当たりの有権者数	3万人	6万人

１票の格差 2倍

国会議員を選ぶ選挙では、人口が増えている都市部と、減っている地方の間で格差が生じます。１票の価値に違いがあると、民意が正しく反映されない場合もあり、憲法14条が定める「**法の下の平等**」に違反する、などと問題視されています。

PLUS

行政のデジタル化とマイナカード

政府は、デジタル庁（☞139ページ）を中心に行政手続きのデジタル化を進めています。そのカギとしているのが**マイナンバーカード**（**マイナカード**）です。国民などに割り当てられた12桁の個人番号（マイナンバー）や、住所、氏名、性別、生年月日が書かれた、顔写真入りのカードです。

マイナカードを持つ人の割合は人口の約８割です（2024年末時点）。健康保険証が2024年12月に廃止され、マイナカードと一体化した「**マイナ保険証**」に切り替わったことなどが背景にあります。しかし、個人情報が漏れるのではないかという不信感や、病院で利用する際の手間やトラブル、保険証やそれに代わる書類（資格確認書）が今後も使えることなどから、マイナ保険証の2024年12月の利用率は約25％にとどまります。

2025年３月には、マイナカードと運転免許証が一体化した「**マイナ免許証**」も導入されますが、免許証は廃止されず、引き続き発行されます。